

ふじみ野市立スポーツセンター条例新旧対照表

改正案						現行					
別表(第10条関係)						別表(第10条関係)					
1 総合体育館、上野台体育館アリーナ及び駒林体育館アリーナ						1 総合体育館、上野台体育館アリーナ及び駒林体育館アリーナ					
(単位：円)						(単位：円)					
区分		利用時間及び金額				区分		利用時間及び金額			
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
総合体育館	アリーナ(全面の6分の1)	800	800	800	800	総合体育館	アリーナ(全面の6分の1)	400	400	400	400
	多目的室	1,300	1,300	1,300	1,300		多目的室	800	800	800	800
	柔剣道場	1,300	1,300	1,300	1,300		柔剣道場	800	800	800	800
	会議室(1室)	500	500	500	500		会議室(1室)	400	400	400	400
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考						備考					
1～5 (略)						1～5 (略)					
2・3 (略)						2・3 (略)					
4 センターの施設に附属する設備						4 センターの施設に附属する設備					
(単位：円)						(単位：円)					
区分		単位	利用時間	金額		区分		単位	利用時間	金額	
総合体育館	シャワー	1台	5分	100		総合体育館	ロッカー	団体用	1台	1か月	1,500
	2階ギャラリー空調	1式	1時間	1,500				個人用	1台	1日	100

						<u>シャワー</u>	<u>1台</u>	<u>5分</u>	<u>100</u>
						<u>多目的室空調</u>	<u>1台</u>	<u>1時間</u>	<u>500</u>
						<u>柔剣道場空調</u>	<u>1台</u>	<u>1時間</u>	<u>500</u>
						<u>会議室空調</u>	<u>1台</u>	<u>1時間</u>	<u>100</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					<u>備考</u> <u>個人用のロッカーについて利用が終了したロッカーを再度利用</u> <u>する場合は、この表の金額を利用の都度納付しなければならない。</u>				